

初診料の（16）のトは↓↓↓

ト 次に掲げる感染症※の患者であって、標準予防策に加えて、空気感染対策、飛沫感染対策、接触感染対策など当該感染症の感染経路等の性質 に応じて必要な感染対策を講じた上で歯科診療を行う必要があるもの

※歯科診療特別対応加算の「ト」に該当する感染症 ア 狂犬病、 イ 鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、 ウ エムポックス、 エ 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、 オ 腎症候性出血熱、 カ ニパウイルス感染症、 キ ハンタウイルス肺症候群、 ク ヘンドラウイルス感染症、 ケ インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、 コ 後天性免疫不全症候群（ニューモシスチス肺炎に限る。）、 サ 麻しん、 シ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、 ス RSウイルス感染症、 セ カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、 ソ 感染性胃腸炎（病原体がノロウイルスであるものに限る。）、 タ 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る。）、 チ 新型コロナウイルス感染症、 ツ 侵襲性髄膜炎菌感染症、 テ 水痘、 ト 先天性風しん症候群、 ナ バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、 ニ バンコマイシン耐性腸球菌感染症、 ヌ 百日咳、 ネ 風しん、 ノ ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、 ハ 無菌性髄膜炎（病原体がパルボウイルスB19によるものに限る。）、 ヒ 薬剤耐性アシネトバクター感染症、 フ 薬剤耐性緑膿菌感染症、 ヘ 流行性耳下腺炎、 ホ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症

（19）は↓↓↓

感染症法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症の患者

具体的に言うと

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう